設等の一斉監視)

(表 2)

策(大量調理施設、宴会施ノロウイルス食中毒防止対

設、集団給食施設等の大量調理施生につながりやすい弁当調理施設等の飲食店及び大規模な患者発

施しました。その結果、三百十五食中毒予防について監視指導を実従事者の衛生管理等ノロウイルス検査を実施し、食品の取扱いや設等、延べ七千七十三軒に対し立設等、延べ七千七十三軒に対し立

検査

(表3)

年始用食品

等の

第159号 お知らせ版

印刷物規格表 第1類 印刷番号(24)77

発行:

東京都

·般社団法人東京都食品衛生協会 編集:-

東京都・食品監視課のホームページ 食品衛生の窓 で検索



対して食品の取扱い等について指導を実施しました。この間、食品関係営業施設、延べ四万九千百六軒に対し監視指導を行い、

食品等二千七百七十五検体の収去検査を実施しました。

表1

このうち千四百九十五軒に

催し、それぞれ四千六百七十五人、対し百三回、都民に対し二十回開

五百四十五人の参加者を得ました。

クリスマス、年末

する講習会を、食品関係事業者に

また、ノロウイルス食中毒に関

表 4

軒に対して食品の取扱い等につい

て指導を行いました。

重点監視指導実施結果

珠生状況報告 総件数 8件 総患者数 151 名 (昨年同期) 総件数 6件 Ш 総患者数 190名 月~平成26年

末期を迎えるに当たり、

歳末の食品衛生一斉監視を実施し、このたび、十二月十五日までの実施結果をとり、都民の食の安全を確保するため、都及び特別区・八王子市・町田市は、十二月1分、贈答用の様々な食品が大量に流通し、またノロウイルス食中毒が流行する歳

クリスマス、

年末年始、

営業施設延べ4万9

6

軒を監

視

指

導

中間 報告

12月2日 ~15日

表示監視指導結果

検査品目数

117,922

23,471

りまとめました。 日から三十日まで、

東食協ホームページ http://www.toshoku.or.jp

立入監視指導実施結果

| 表 1 立入監視指導実施結果 | | | | | | | | | | | | 状况温 |
|----------------|--------|----------|--------|------------|-------------|------|----------|--------|--------|---------|-------------------|----------------|
| | 查実施状況 | | | | 収去検査 | 実施状況 | 表示検査実施状況 | | 況過か去 | | | |
| | | 行 | | 内訳 行政指導 | | | 不 | | | | ら、このノ | |
| | 立入軒数 | 行政措置実施軒数 | 行政指導件数 | 口頭注意 | (衛生注意指導票含む) | その他 | 不利益処分件数 | 総検査品目数 | 法違反品目数 | 表示検査品目数 | 不適正表示品目数 不適正表示品目数 | 発生件数の多い口ウイルス食中 |
| 合計 | 49,106 | 1,495 | 1,526 | 1,468 | 15 | 43 | 0 | 2,775 | 1 | 117,922 | 140 | 宴毒会発 |
| 製造施設 | 4,544 | 180 | 185 | 151 | 2 | 32 | 0 | 1,171 | 0 | | | 宴会施生 |
| 販売施設 | 29,596 | 541 | 560 | 555 | 3 | 2 | 0 | 1,328 | 1 | | | |
| 調理施設 | 14,198 | 735 | 742 | 723 | 10 | 9 | 0 | 208 | 0 | | , | |
| その他 | 768 | 39 | 39 | 39 | 0 | 0 | 0 | 68 | 0 | | | |

ノロウイルス食由害防止対策

| 衣と プログールス 長中母的正列衆 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------|---------|------------|------|-------------|-----|---------|--------|----------|-------|---------|------|------|--|
| \ | 立入検査実施状況 | | | | | | | | 収去検査実施状況 | | 講習会実施状況 | | | |
| | | 行 | 内訳 行政指導 | | | | | | | 事業者向け | | 都民向け | | |
| | 立入延軒数 | 政措置実施軒数 | 行政指導件数 | 口頭注意 | (衛生注意指導票含む) | その他 | 不利益処分件数 | 総検査品目数 | 法違反品目数 | 回数 | 受講者数 | 回数 | 受講者数 | |
| ノロウイルス 対策 | 7,073 | 315 | 315 | 311 | 3 | 1 | 0 | 98 | 5 | 103 | 4,675 | 20 | 545 | |

表3 食品の収去検査結果

| | 糸絵 | | | 総 | (内 | | | |
|-----|--------|-------------|-------|--------|--------|--------------------|--|--|
| | 検 | 法道 | 皇反 | 検 | 細菌検査 | | | |
| | 総検査品目数 | 検体数 (再掲) | 違反率 | 総検査項目数 | 項目数 | 法違反 項目数 (再掲) | | |
| 合 計 | 2,775 | 1 | 0.04% | 27,048 | 10,089 | 1 | | |
| 国産品 | 2,512 | 1 | 0.04% | 23,442 | 9,824 | 1 | | |
| 輸入品 | 263 | 0 | 0.00% | 3,606 | 265 | 0 | | |
| | | | | | | | | |

結果(再掲)

の食品衛生法違反を発見しましたを実施した結果、一検体(一項目) 違反率〇・〇四%)。

0

0

0

の

0.04

%

食品衛生法違

いて、

.て、二万七千四十八項目の検査食品等二千七百七十五検体につ

化学検査 法違反 項目数(再掲)

項目数

16,959

13,618

3,341

轄する自治体へ通報するなど、違反品については、加工者を

するなど、必、加工者を管

要な措置を行いました。

細菌検査

出した「生食用かき」一検体が食果、成分規格を超える細菌数を検査を一万八十九項目実施した結成分規格、食中毒菌等の細菌検 出した「生食用かき」 品衛生法違反となりました。 化学検査

今後の予定

違反となった食品等はありませんの化学検査を一万六千九百五十九の化学検査を一万六千九百五十九の北学検査を一万六千九百五十九の大学検査を一万六千九百五十九日の大学検査を一方の大学を表している。

する予定です。 「食品衛生関係事業報告」に掲載 斉監視事業の

都福祉保健局

3042.524.7020

ア 食品衛生法に基づく く表示監視

を実施し、百四十品目 千九百二十二品目の食ギー物質表示を中心に、 て、食品衛生法に基づく表示監視 期限表示や添加物表示、アレル 食品につい 1の食品につ 十一万七

いて、表示の改善を指 JAS法等に基づく表示監視

杉並区)

(新宿区・中野区・世田谷区

新宿総合事務所

☎ 03 · 3363 · 3791

導しました。

203 · 5458 · 1631

▽恵比寿総合事務所

みなと・渋谷・目黒区・品川

食品について、JAS心に、二万三千四百七 品目の食品について、 を指導しました。 く表示監視を実施し、 原産地表示等 表示の改善二百五十二 3法等に基づし十一品目の すの項目を中

実施結果は、

☎03・3984·6701 (豊島区池袋·板橋区·練馬区·▽**池袋総合事務所**

南多摩・北多摩北部・北多摩 (立川·八王子·町田·西多摩· > 立川総合事務所

監視指導 (表4)

銀座総合事務所

303 · 35 42 · 0 1 6 1

墨田区・江東区・葛飾区・江 ·田·中央区·台東·文京·

施しましたが、食品衛生法違反といて、三千六百六項目の検査を実

一百六十三検体の輸入食品につ

なった食品等はありませんでした。

食品の表示に関する

カッコ内は管轄の支部 ▽**東京食品総合事務所**

☎ 03 · 3934 · 5821

食品衛生法に基づく表示監視

JAS 法に基づく表示監視

般社団法人東京都食品衛生協会

☎3・3934・5826食品衛生コンサルタント部 東京食品技術研究所 |食品衛生相談コーナー|

こちらまで

不適正表示品目数現場で発見した違反

140

252

表示率 違反・不適正

0.12%

1,07%

各種お問い合わせ は 18 19 20 21 22 23

図3 病因物質別食中毒発生件数

15

食中毒発生状況の推移

200

件 150

100

50

H16 17

洗剤 1

ヒスタミン 2

カンピロバクタ

腸管出血性大腸菌 2

サルモネラ 5

ウェルシュ菌 3

腸炎ビブリオ 1

名が最多で、次いで一月の百九十名、

しました。

病因物質別発生状況を図3に示

患者数では、六月の二百六十一

十二月の百六十二名となりました。

六月に患者数が多かったのは、弁

工発生件数

· 毒発

食中毒発生件数::87

者数千三百二十四名(速報値)と、食中毒は、発生件数八十七件、患平成二十五年の東京都における 発生件数では平成十九年の八十三 水準となりました。(図1) ました。 件以来六年ぶりに百件を下回り 石三十四名以来十二年ぶりの低した。 患者数も平成十三年の

数で五十五件の減少、患者数では平成二十四年と比較すると件 七百七十九名の減少となりました。

夏も冬も注意が必要

月が三件で最少となりました。 月の十一件となり、三月、 月別発生件数をみると、 一月の十三件が最多で、 五月、 五月、十 八月と **図**

おり、

一年を通して食中毒を防止す

るための注意が必要となります。

病因物質別発生状況

カンピロバクター (二五%)、アニサキスが十五 〔一七%〕で全体の七一%を占めまし ノロウイルスが二十五件 が 二 十二件 (二九%)、

名を超える食中毒が発生したから

当によるウエルシュ菌の食中毒で二百

です。 冬場にノロウイルスによる食

-毒が多くなる傾向はあります

李節を問わず、

食中毒が発生

3000 人 2500

2000

1500

500

24 25年

植物性食中毒2

◎ノロウイルス 病因物質別の発生件数では、

ンピロバクター 22 黄色ブドウ球菌2

とほぼ同じです。予防方法も同 感染経路、症状などはノロウイルス リシウイルス科に属するウイルスで、 サポウイルスはノロウイルスと同じカ 塩素を用 健康管理③調理器具等の熱湯や ①手洗い②従事者やその家族

図 2 月別食中毒発生件数 件 14 人 300 ■■発生件数 -■-患者数 12 250 10 100 11 12月0 5 4 6 図 4 月別ノロウイルス食中毒発生件数

なければならない病因物質といえま ロウイルスが二十五件で第一位と 件数、患者数とも多く特に注意し なりました。ノロウイルスは、発生 なりました。また、 五百六十九名 (四三%) で最多と 患者数でも

に、概ね九月から江里とと、大山である二月をピークとした冬場を中で ノロウイルスの月別発生状況 図 4 戸

> で、四月から十二月まで発生してい 発生数第一位が八月、第二位は六月

ることがわかります。 (図5)

カンピロバクターによる食中毒では、

は百二十九名でした。

細菌性食中毒の月別発生状況は

ンピロバクターで二十二

患者数

細菌性食中毒で最も多かったのはカ

は五百五十六名

四

%

でした。

患者

中

毒

件 数

によるものと推定されました。 また、サポウイルスによる食中毒 ノロウイルス食中毒二十五件のう

いる事例が多くありました。

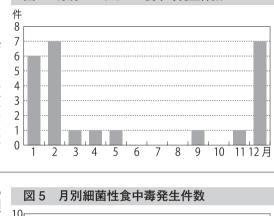
しが提供されていた食中毒事例は、

また、昨年目立った牛レバー

メニューが、生や半生で提供されて鳥刺し、焼き鳥などの鳥肉関係の

カキが原因として推定されており、発生しています。三月の一件は、生が三月と四月に一件ずつ、合計二件 て推定されています。 四月の一件は従事者由来が原因とし されたことから、 平成二十四年七月一日から、 中毒で多かったのはサルモネラで事 の四十二件から二十二件とほぼ半減 クターによる食中毒は平成二十四年 生はありませんでした。カンピロバ として販売・提供することが禁止 質であることは変わりありません。 しましたが、注意が必要な病因物 カンピロバクターに次いで細菌性食

件数が五件、患者数八十七名でした。



細菌性食中毒 回細菌性食中毒

0 9 4 10 11 12 月 5 6 8

発生しました。 ア・エンテロコリチカ一件の食中毒が 菌二件、 腸炎ビブリオ一件、 エルシニ ブドウ球菌 二件、 腸管出血性大腸

ダを汚染した可能性が高いと考え 肉から調理器具等を介して、 等の症状を呈しました。 原因は豚 毒は、 られました。 し、五十二名の患者が発熱、下痢 エルシニア・エンテロコリチカの食中 四月に集団給食施設で発生 サラ

のが特徴です。予防策としては① の保菌率が高く、 熱調理を行うことです。 長期保管は避けること、 一次汚染の防止、 保菌率が高く、低温でも増えるエルシニア・エンテロコリチカはブタ ること、③十分加、②冷蔵庫内でも

◎寄生虫

生食用

毒が十五件発生しました。 アニサキスによる食中毒は、 図 6

いました。

平成二十五年の発

のとおり二月から十一 キスの寄生が多く、 発生がありました。 ンマ二件、ヒラメ一件、 たのは、シメサバの五件で、その他サ 品または疑われた食品で一番多かつ 中発生しました。原因となった食のとおり二月から十一月までほぼ一年 しやすいとされます。 筋肉部にも移 サバは、アニサ イナダ一件の シメサバで

月別アニサキス食中毒発生件数

0 5 8 9 2 3 6 7 10

冷蔵庫でも長期間の保 その加工品が原因となります。 購入する②低温管理を るには、①鮮度や管理 ヒスタミンによる食中

にあり、 油と同じようなポンプを使用してい いましたが、いつの間に 調理場に持ち込まない 斗缶に入っていました。も形状の良く似た十八 違ってしまった事例です レッシングを作る際に油 洗剤による食中毒はサラダ用のド わかりやすい ラベルがなく ことになって (リットルの) と洗剤を間 か調理場内 洗剤の缶は 洗剤も油

り、四件全てがアニサキスによるも

売業による食中毒が増えてきてお

のでした。

食中毒を起こさないために

食品と明確に区別することが必要洗剤の保管は油や調味料などの 保管せず、場所を決め 詰め替えない②食品と です。そのため①食品 などの対策が必要です 知する③分かりやす 用容器には 表示をする 従業員に周 同じ場所に

◎自然毒

植物性自然毒による 食中毒が二

四十八時間以上の冷凍は、原料のサバをマイナ ことが食中毒の予防の要点です。 ナス二十度で 処理をする

報)

生しており、その内訳はヒスタミン |件と洗剤||件でした。 化学物質による食中 毒は三件発

ヒスタミンは九月に一

件、十月に

され、ヒスタミン食中毒と断定され 園児等百九名が発疹、 として提供した七か所 シのすり身で作ったつみ ました。 残っていた食品からヒスタミンが検出 件発生しており、原因となったのは、 ただれなどの症状をお イワシのつみれ汁とブリ焼きでした。 九月の食中毒は、仕入れたイワ 所の保育園でみれ汁を給食 こしました。 発赤、口の

らヒスタミン生成菌の作用でヒスタミ でアミノ酸の一種であるヒスチジンか ンが生成され起こります。 また、ヒスタミンは、 ヒスタミンによる食中 ・毒は食品中

思い込んで調理し、試食したところ

れ、イモが残ったため食べられると イモの事例では、観賞用の植物が枯

口の中に強い痛みを感じた事例でし

ラニン類によるものでした。クワズ あり、七月の原因はジャガイモのソ

月と七月に一件ずつ発生してお

一月はクワズイモ属のイモの誤食で

ジキ、マグロ、イワシなど赤身魚や 変化や悪臭なども発生 ると加熱しても分解せ このためヒスチジンを多く含むカ ず、外観の一度生成す しません。

ことが大切です。 毒を防止す 存は避ける 徹底する③ の良い物を

すし十件、仕出し二件、集団給食

(要許可)三件、集団給食(届出)

一件などでした。また、魚介類販

しました。原因施設で最も多かつ

原因施設別発生状況を図了に示

ほとんどが飲食店で発生原因施設別発生状況

、施設は飲食店(一般)で五十四件、

たことから間違えて使用されてしま

図7 原因施設別食中毒発生状況 魚介類販売業4 その他 5 集団給食(要許可)3 屋形船 すし10 旅館・ホテル 1 仕出し

もう一度、細菌性食中毒予防の三 規模な食中毒が発生しています。 原則を確認し、実行してください。 平成二十六年もすでに全国で大

〈分ける〉 まな板を分ける・ラップ 洗う〉手や食材等を良く洗う

低温で保管する〉冷蔵、 増やさない」 なるべく早く食べる。 冷凍を行

をかけるなど

分に加熱する。 加熱調理〉 やつつける」 食品は中心部まで十